

仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会設置要綱

(平成 20 年 9 月 29 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 仙台市広域集客型産業立地促進助成金（以下「助成金」という。）の交付につき、地域産業振興に向けた総合的かつ専門的な見地からの意見を聴取するため、仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、助成金の交付の指定の申請があった事業について、次の事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事業内容及び継続性
- (2) 集客力
- (3) 地域産業振興への貢献度
- (4) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数の出席をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、経済局産業政策部企業立地課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

(平成 25 年 4 月 1 日改正)

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。